（労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表改正前欄の労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）別表第二中

ホスゲン	（略）
（削る）	（削る）
（二―ホルミルヒドラジノ）―四―（五―ニトロ―二―フリル）チアゾール	（略）
（略）	（略）
二―メチル―二・四―ペンタンジオール	（略）
（削る）	（削る）
S―メチル―N―（メチルカルバモイルオキシ）チオアセチミデート（別名メソミル）	（略）
（略）	（略）

ホスゲン	（略）
ポルトランドセメント	一パーセント未満
（二―ホルミルヒドラジノ）―四―（五―ニトロ―二―フリル）チアゾール	（略）
（略）	（略）
二―メチル―二・四―ペンタンジオール	（略）
二―メチル―N―［三―（一―メチルエトキシ）フェニル］ベンズアミド（別名メプロニル）	一パーセント未満
S―メチル―N―（メチルカルバモイルオキシ）チオアセチミデート（別名メソミル）	（略）
（略）	（略）

に改め、同表改正後欄の労働安全衛生規則別表第二中

ポルトランドセメント	（略）
（新設）	
S―メチル―N―（メチルカルバモイルオキシ）チオアセチミデート（別名メソミル）	（略）
（略）	（略）

を

（二―ホルミルヒドラジノ）―四―（五―ニトロ―二―フリル）チアゾール	（略）
（略）	（略）
（メチルカルチオアセチミミル）	（略）
（略）	（略）

に、

ポルトランドセメント	（略）
（新設）	
二―メチル―N―［三―（一―メチルエトキシ）フェニル］ベンズアミド（別名メプロニル）	（略）
S―メチル―N―（メチルカルバモイルオキシ）チオアセチミデート（別名メソミル）	（略）
（略）	（略）

を

（二―ホルミルヒドラジノ）―四―（五―ニトロ―二―フリル）チアゾール	（略）
（略）	（略）

に、

N―メチルホルムアミド	○・三パーセント未満
二―メチル―N―［三―（一―メチルエトキシ）フェニル］ベンズアミド（別名メプロニル）	（略）
S―メチル―N―（メチルカルバモイルオキシ）チオアセチミデート（別名メソミル）	（略）

ポルトランドセメント	（略）
（新設）	
S―メチル―N―（メチルカルバモイルオキシ）チオアセチミデート（別名メソ	

を

（二―ホルミ	
四―（五―ニ	
ル）チアゾー	

を

ホスゲン	（略）
ポルトランドセメント	一パーセント未満
（二―ホルミルヒドラジノ）―四―（五―ニトロ―二―フリル）チアゾール	（略）
（略）	（略）
二―メチル―二・四―ペンタンジオール	（略）
二―メチル―N―［三―（一―メチルエトキシ）フェニル］ベンズアミド（別名メプロニル）	一パーセント未満
S―メチル―N―（メチルカルバモイルオキシ）チオアセチミデート（別名メソミル）	（略）
（略）	（略）

ホスゲン	（略）
（削る）	（削る）
（二―ホルミルヒドラジノ）―四―（五―ニトロ―二―フリル）チアゾール	（略）
（略）	（略）
二―メチル―二・四―ペンタンジオール	（略）
（削る）	（削る）
S―メチル―N―（メチルカルバモイルオキシ）チオアセチミデート（別名メソミル）	（略）
（略）	（略）